

○入札説明書（電子調達）

茨城県流域下水道事務所が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記３に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和８年９月９日

２ 入札に付する事項

（１）委託業務の名称

０８国補小貝流下 第０８－０９－０９８－０－０５１号

０７国補小貝流下 第０７－０９－０９８－０－０５６号 合併

管渠点検調査業務委託（小貝川東部流域）

（２）業務委託の内容

管渠点検調査業務

・テレビカメラ調査工 L＝４，５００m

・マンホール目視調査工 N＝４６箇所

その他詳細は仕様書等による

（３）履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月１５日まで

（４）履行場所

小貝川東部流域下水道 つくば下妻幹線外

つくば市 寺具 地内外

（５）この調達は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

３ 担当部局

（１）入札契約に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北２丁目８番１号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 古川

電 話 ０２９－８８６－４８４０

FAX ０２９－８２３－１６２６

Email ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

（２）業務内容に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北２丁目８番１号

茨城県流域下水道事務所 工務課 担当 上田

電 話 ０２９－８８６－４８４２

FAX ０２９－８２３－１６２６

４ 入札参加資格

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （２） 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第２５４号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （３） 茨城県内の流域下水道又は公共下水道の管渠内テレビカメラ調査について、元請として受託したもののうち、平成２８年４月１日から令和８年３月３１日の期間に完了した実績があること。

- (4) 茨城県内に本店または茨城県への入札・契約等を委任した支店等を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

5 入札等の手続き

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとするものは、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、3の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子調達システムによりがたい場合には、3の担当部局に紙入札方式参加承認願を電子メール、FAX、郵送又は持参により提出することによりその承認を得て、書面（電子メール等を含む）により資料の提出や入札等を行うことができる。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

- ア 質問受付期間 公告の日から令和8年9月15日（火）午前11時まで
なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。
- イ 質問受付先 3の担当部局に同じ
- ウ 方法 質問は電子調達システムにより提出すること。
ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール、FAXによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

- ア 日時 令和8年9月17日（木）午後5時まで
- イ 方法 電子調達システムの質問・回答機能により回答する。
ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール、FAXにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、電子メール、FAX、郵送又は持参により、確認申請書に係る別添の申立書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年9月29日（火）午前11時まで。
なお、電子メール、FAX、郵送又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

電子調達システムにより確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を TIFF 等の画像形式で提出すること。なお、電子調達システムに添付する資料の容量が大きく添付できないときは、電子調達システムにより入札参加登録シート（txt ファイル）を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書は郵送、持参又は3に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先
3の担当部局に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

- ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。
- イ その他提出方法によって確認申請書を受理した場合は、確認申請書記載の連絡先へ通知する。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ウ 入札参加資格の有無について審査し、令和8年10月1日(木)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 開札日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和8年10月8日(木) 午前10時00分
- (2) 場所 茨城県流域下水道事務所 1階 事務室
電子調達のため、競争入札参加者の立会いは要しない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要な事項を記入のうえ電子メール、郵送又は持参により、3の担当部局に提出すること。

なお、電子メールの場合には、標題を「【入札書】調達案件名、競争入札参加者の名称」とし、本文に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、競争入札参加者の商号又は名称を表記し、入札書を添付すること。

また、郵送又は持参の場合には、封書のうえ、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、競争入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、競争入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月7日(水)午後5時までにシステムのファイルへの記録すること。

なお、電子メール、郵送又は持参の場合は、上記日時までに3の担当部局に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びFAXによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、10(2)入札書の提出期限までに電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙により入札書を提出した者が入札を辞退する場合は、3の担当部局へ電子メール、FAX、郵送又は持参により提出期限までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、FAX、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 本業務委託の入札は、同一業務の業務委託に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。

- ② 08国補小貝流下 第08-09-098-0-051号
07国補小貝流下 第07-09-098-0-056号 合併
管渠点検調査業務委託（小貝川東部流域下水道）
- ③ 08国補鬼怒流下 第08-09-049-0-051号
08国補利左流下 第08-09-158-0-051号
07国補鬼怒流下 第07-09-049-0-055号
07国補利左流下 第07-09-158-0-054号 合併
管渠点検調査業務委託（利根左岸さしま流域外）

先行して開札された業務の落札者は、同日に実施されるその後の同一業務の入札に参加できない。
この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。

～ 郵送による書面の提出方法について ～

<入札参加資格確認申請書>

紙により入札参加資格確認申請書を提出する場合の封筒は、任意の封筒とし、次のとおりとする。

○封入する書類等

- ・紙入札／紙見積承認願
- ・入札参加資格確認申請書
- ・申請に必要な証明書等（カタログ等を含む）

○封筒の表記

- ①送付先発注機関の郵便番号、住所（持参の場合は省略）
- ②発注機関名
- ③入札に係る案件番号
- ④案件名
- ⑤開札日
- ⑥入札者の住所及び商号又は名称
- ⑦「入札参加資格確認申請書在中」と朱書き表記

<入札書>

紙により入札書を提出する場合の封筒は、任意の封筒とし、次のとおりとする。

○封入する書類等

- ・入札書（注：入札書には「くじ番号」も記入下さい。）
- ・内訳書（必要に応じて）

○封筒の表記

- ①送付先発注機関の郵便番号、住所（持参の場合は省略）
- ②発注機関名
- ③入札に係る案件番号
- ④案件名
- ⑤開札日
- ⑥入札者の住所及び商号又は名称
- ⑦「入札書在中」と朱書き表記

<辞退届>

紙により辞退届を提出する場合は、上記入札書の提出に準ずる。

なお、封入する書類は「辞退届」のみとし、封筒の表記では「入札書在中」に変え、「辞退届在中」と朱書きすること。